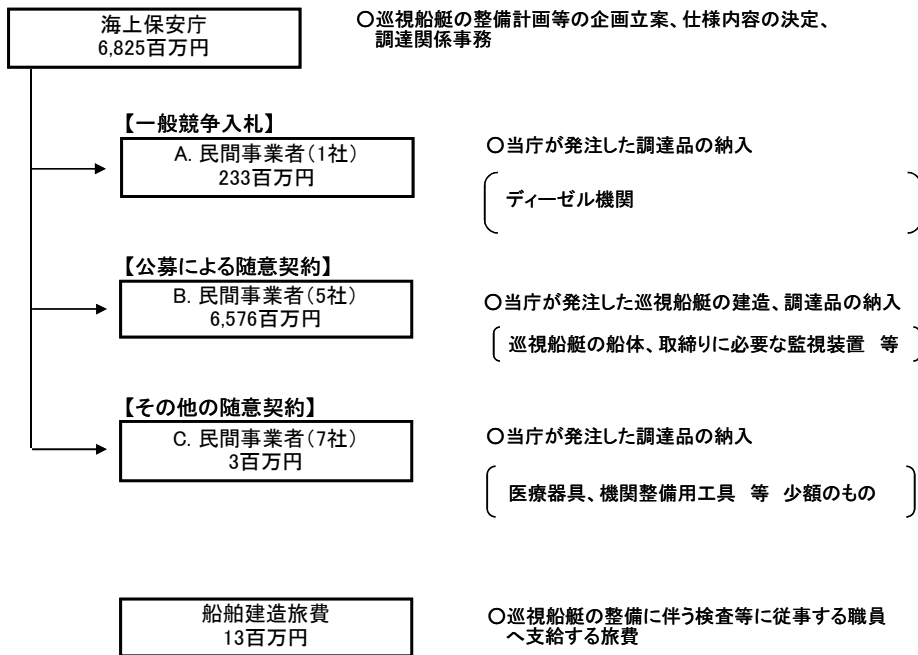


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

<b>事業名</b>	巡視船艇の整備に関する経費 (東日本大震災関連)		<b>担当部署</b>	海上保安庁装備技術部	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	S23~		<b>担当課室</b>	船舶課	課長 浅野 富夫			
<b>会計区分</b>	一般会計、東日本復興特別会計		<b>施策名</b>	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	海上保安庁法第5条第1項第27号		<b>関係する計画、通知等</b>	-				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	海上保安庁では、今般の東日本大震災にあたり、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地での給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところであるが、今後においても、東日本大震災と同等以上の被害をもたらすとされる東海地震、東南海・南海地震等が発生する可能性が極めて高いことが予想されている。 そのため、今般の震災対応の教訓を踏まえ、装備等の能力不足により十分に対応できなかった部分は、早期に対応能力の向上を図り、今後の大規模震災に備え、広範囲かつ大規模な救援活動、救出活動が迅速に行える災害対応体制を確保するため、曳航能力、救援物資等の輸送能力、給水能力等の災害対応能力を向上させた巡視船艇を整備する。							
<b>実施方法</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	-	-	-	2,427	6,752	
		補正予算	-	-	12,100	-		
		繰越し等	-	-	△ 4,066	4,066		
		計	-	-	8,034	6,493	6,752	
	執行額	-	-	6,825				
執行率 (%)	-	-	85.0%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。		成果実績	要救助海難の救助率 (目標:救助率95%以上) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	%	94	96	95
				海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (目標:発生件数0の維持) (第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度
	年度別新規整備隻数		活動実績	大型巡視船	隻	-	-	2
				中型巡視船	隻	-	-	0
				小型巡視船	隻	-	-	0
				大型巡視艇	隻	-	-	6
小型巡視艇				隻	-	-	0	
<b>単位当たりコスト</b>	巡視船艇1隻あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠	主要目	長さ	整備期間	1隻あたりの事業総額	
				(巡視船) 大型巡視船	約 92.0m	4ヵ年	約50億円	
			(巡視艇) 大型巡視艇	約 37.0m	2ヵ年	約19億円		
平成24・25年度予算内訳	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	船舶建造費	2,396	6,729	大型巡視艇6隻の新規要求による増				
	船舶建造庁費	5	4					
	船舶建造旅費	26	19					
計	2,427	6,752						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は、「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後の大規模震災に備えた体制を確保するためのものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。不用が生じた場合、その理由を把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	今後想定される大規模災害においても的確に対応できるように、災害対応能力を強化した巡視船艇を計画的に整備している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、輸送・給水・消防等の災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、今後、想定される大規模災害への対応体制を確保するものであり、大規模災害への的確な対応を念頭に必要な仕様の変更を行いつつも船価抑制を図っている。
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り		大型巡視船の一括調達を活用により整備コストの縮減が認められる。引き続き、大規模災害への対応体制の確保を図るべき。	
		上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)	
現状通り		引き続き、災害対応能力を強化した巡視船艇を整備し、大規模災害への対応体制を確保することとした。	
		補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)	
<p>平成22年度公開プロセス対象  事業番号:16 予算事業名:巡視船艇の整備に関する経費</p> <p>評価結果:一部改善  (調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、海上保安業務における必要性も勘案しつつ、可能な限り、整備計画の重点化を推進)  (現状を維持1名/一部改善3名/抜本的な改善1名/事業を廃止0名)</p> <p>とりまとめコメント  船艇の調達に際しての見直し等により、競争性を高める努力を行い、整備コストの縮減を図るべきであり、また、財政状況も踏まえ、海上保安業務における必要性も勘案しながら、</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-515	平成23年行政事業レビュー	23補-0061

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

【公募による随意契約について】

一般競争契約として公告し、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公になると、海上保安庁の業務に支障を来すため、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれる調達は、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 巡視船艇の性能、構造、強度等の情報
- 武器の性能、機能、保管場所等の情報
- 監視装置の性能や機能等の情報
- 秘匿通信装置の暗号方式等の情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

※ 財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額(平成22・23年度の金額)

- 一般物品又は特定役務  
1,500万円以上(12,000万円以上の場合は総合評価方式)

【その他の随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も、会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

※ 契約金額が少額である場合の随意契約

- 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
- 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないもの

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A. ダイハツディーゼル株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	船舶用主機関購入	233			
計		233	計		0
B. 三井造船株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
船舶建造費	1000トン型巡視船建造	2,730			
計		2,730	計		0
C. 独立行政法人海上技術安全研究所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	支援システム作成	1			
計		1	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(1社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	ダイハツディーゼル株式会社	船舶用主機関購入	233	3	99.5
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井造船株式会社	1000トン型巡視船建造	2,730	公募による随意契約	-
2	墨田川造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,904	公募による随意契約	-
3	新潟造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	1,259	公募による随意契約	-
4	長崎造船株式会社	35メートル型巡視艇建造	627	公募による随意契約	-
5	古野電気株式会社	警備救難情報表示装置購入	56	公募による随意契約	-
6					
7					
8					
9					
10					

C. 民間事業者(7社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人海上技術安全研究所	支援システム作成	1	随意契約	-
4					
2					
7					
8					
5					
3					
6					
9					
10					